

# 広島県CALS/EC連絡協議会 第6回電子納品分科会 議事録

日時：平成18年3月22日（水） 14:00～16:00

場所：広島県庁 自治会館 大会議室（広島市中区基町10-52）

## 1 平成17年度の電子納品実施及びアンケートの集約について【資料1】

（事務局）実施結果の報告

- 平成17年度の電子納品は、土木建築部所管分93件、農林水産部所管分12件を実施しました。
- アンケート調査結果による主な問題点としては、一部の業者で電子データのバックアップ頻度やウイルス対策が、月に1～2回程度という状況が見受けられましたことです。  
また、主な要望事項としては、「国に準拠し段階的に進めてほしい」、「押印書類のスキャンによる電子化は控えてほしい」等がありました。

## 2 平成18年度の電子納品実施について【資料2,3】

（事務局）電子納品実施の基本的な考え方及び改定要旨の説明

- 平成18年度の電子納品実施件数は、土木建築部所管分300件、農林水産部所管分80件を予定しており、営繕関係の取り組みも開始します。
- 情報共有システムの検討を行います。
- 平成19年度以降の本格導入に向けて、設計金額区分による年次計画を策定しました。

（受注者関係）

- 情報共有システムというものはどのようなものですか？

（事務局）

- 受注者と発注者が契約後の書類のやり取りをインターネットで行うシステムです。受注者は自社にいながら発注者と書類のやり取りが可能となり、また、電子納品成果物の作成支援機能を有するものもあることから、受発注者ともにメリットがあります。

このため、平成18年度に情報共有システムについて検討を実施することとしています。

（受注者関係）

- 電子納品実施計画ですが、本格的な導入（完全実施）は、いつぐらいになるのですか？  
また、目標年次（努力目標）を決めておかないと、なかなか進まないのではないでしょうか？

（事務局）

- 平成19年度以降の電子納品の実施展開として、設計金額区分で平成20年度まで示めさせていただいているが、平成18・19年度の実施状況を見極めながら、段階的に進めていくべきだと考えています。

## 3 広島県電子納品実施要領（草案）（工事編、業務委託編）【資料4,5】

（事務局）広島県電子納品実施要領（以下「要領」とする。）の概要説明

- 国土交通省と広島県の差異について、要領に明確に示しました。
- 受発注者の担当者が電子納品を理解しやすいように構成の見直し、図表の追加を行いました。
- デジタルカメラの画素数について、100万画素以上としています。
- 受注者の履行中のデータ管理について記載しました。
- 参考資料として、「境界座標の記入」、「CD-Rが複数枚になる場合の処置」を追加しました。

（受注者関係）

- 来年度から電子納品の対象案件数が増えてくるわけですが、電子納品の問い合わせについては、どちらに問い合わせればよいのですか？

（事務局）

- 事務所の担当と協議していただいて、決まらない事項について本庁に問い合わせてください。  
本庁の問い合わせ先は、要領に記載しているとおりです。

（受注者関係）

- 受発注者ともに同じソフトを利用するといったものを決めていただければ、お互いトラブル

も少なく、やりやすいのではないのでしょうか？

（事務局）

- CAD ソフトを 1 つのメーカーに限定することはできません。国のほうでも OCF 検定に合格しているソフトを基本的に使用するように推奨していますし、県も国と同様の考えです。

（受注者関係）

- 電子納品対象案件が設計金額区分になるわけですが、この工事（業務）は、電子納品対象案件ですということを設計図書で示しているのであれば、事前登録は不要ではないでしょうか？

（事務局）

- 平成 18 年度に実施する予定の約 380 件の電子納品については、電子納品ができる業者を対象に行うこととしていますので、事前登録を継続することとしています。
- また、平成 19・20 年度は設計金額区分という実施計画も示させていただいているが、平成 21 年度以降の展開について検討するため、事前登録により受注者側の対応状況を把握したいと考えています。
- 参考ですが、通常型指名競争入札の場合は、事前登録済の業者さんから指名することとし、一般競争入札及び公募型指名競争入札については、公告に「電子納品対象」としますので、当然、対応できる業者が応募されることになります。
- 本日、ご指摘いただいたことを踏まえまして、広島県 CALS/EC 連絡協議会に諮からさせていただきます。

（以上）